

犯罪被害者を支援する自治体の制度	
● 賠償金の支給	兵庫県明石市ののみ
● 見舞金の支給	京都、神戸、大津の3市など全国98市町
● 貢付金の貸与	神奈川、山形の2県と兵庫県明石市など7区市町
● ヘルパー派遣など日常生活の支援	京都や神奈川、岡山の3府県と79市町村
● 公寓住宅への優先入居	41都道府県と182市町村

(注)2014年犯罪被害者白書による

犯罪被害者の経済支援に自治体が取り組み始めている。兵庫県明石市が加害者が賠償金を支払わない場合に立て替える全国初の制度を今年4月に始めたほか、見舞金を支給する市町村も徐々に増えている。一家の大黒柱を失つたり、治療費などに多額の出費を強いられたりして生活が困窮する被害者は少くない。関係者は「もつと金額へ広がつてほしい」としている。

明石市は改正犯罪被害者支援条例で、民事裁判制度を新設した。市内の路上で1996年を上限として立て替える

賠償金立て替え制度を設けていた。市が300万円で支払いを命じられた賠償金を加害者が支払わな

い場合、市が300万円

を上限として立て替える

制度を新設した。

市内の路上で1996年

犯罪被害者の生活救え

明石市 賠償金立て替え 京都の全市町村 見舞金

自治体、支援へ動く

2005年施行の犯罪被害者等基本法は犯罪被害者の支援を「自治体の責務」と定めている。同法施行から10年がたとうとしているが、自治体間で取り組みに差がある。約20の犯罪被害者団体で、

つくる「ハートバンド」(東京・文京)が昨年、被

害者や家族からの相談、問い合わせに対応する窓口を設けていない自治体がまだ24道府県の332市町村と全體の2割に達する。地域間格差も大きく、設置率が100%の都府県がある一方、香川、岐阜両県などは4割程度にとどまる。

市町村の2割、窓口なし取り組みに温度差

年に刺殺された男性の母親の働きかけなどをきっかけに、制度の導入を決めた。対象は、殺人事件の遺族や重い後遺症を負った被害者ら。市が賠償金の請求権を被害者から譲受して加害者に請求、資産を差し押さえるなどをして徴収する。

同市の市民相談室によると、裁判で判決が確定しても加害者に支払い能

力がなく、被害者が賠償金を受け取れないケースは少くない。担当者は「行政が仲立ちする」とは行政が仲立ちする」と話す。すぐなる」と話す。

身体的・精神的苦痛を受けた犯罪被害者や家族にとって、経済的な打撃は二重のダメージとなる。「全国犯罪被害者会」(あすの会)代表幹事を務める林良平さんは「同23万円にとどまる。」「国は給付金だけでは十分ではない」(林さん)ため、別に見舞金や支援

は30万円、他は10万円が上限)を支払う。9月末までに支払われたのは死亡見舞金が4件、傷害見舞金は21件。

京都府民生活部安心・安全まちづくり推進課は「制度自体がまだあまり知られていない。被害者の悲痛な声から生まれた制度なので積極的に活用してもらえるよう周知に努めたい」としている。

(61)は妻、裕子さん(53)が男に包丁で刺され、一命をとりとめたものの重い後遺症を負った。林さんは「共働きだった一家の収入は激減した」と話す。

国は犯罪被害者給付制度を設けているが、警察庁によると2013年度に遺族に支払われた給付金は被害者1人当たり平均約541万円、後遺症が負った被害者への給付金は約296万円、重傷を負った被害者への給付金は同23万円にとどまる。

京都府民生活部安心・